

捕獲ネコ譲渡要領改定点まとめ

	項目	改定内容
1	譲渡団体の飼育施設の規定緩和 (P1第3条イ)	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に譲渡を進めるため、団体の責任の下で管理されている場合に限り、会員等の施設も飼育施設として認められるようになりました。 ●会員等の施設で飼育する場合は以下の手順で認定を受けることができます。 【手順】 ① 誓約書(譲渡認定者のもの)及び預け先の名簿、各預け先の飼育部屋等の概要を提出。 ② 協議会で確認後、認定。
2	飼養者の飼育頭数の例外規定の追加 (P2第4条8)	<ul style="list-style-type: none"> ●「飼い猫条例」に則り、原則4頭までとし、協議会が認めた場合は5頭以上飼育ができるようになりました。
3	譲渡前講習会の免除規定の追加 (P2第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ●他自治体で行われている譲渡講習会を受講していることが証明できる場合、講習会が免除できることとなりました。 ●ネコの適正飼養に関しては各自自治体の講習会でも同等のものを行っていると考えられるため、ノネコ管理計画に基づく捕獲ネコ特有奄美大島特有の注意点に関しては、資料等を送付し、講習会に係る譲渡対象者の負担を軽減を図ります。
4	個体の選定に係る日程の規定の明確化 (P2第6条(2))	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に譲渡を進めるため、引き取り申し出後、速やかに選定を行う規定を追加しました。
5	マイクロチップの装着の実施主体の希望制の導入 (P3第6条(6)、4第8条4)	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に譲渡を進めるため、譲渡個体へのマイクロチップの装着を譲渡対象者の希望があった場合、引き渡し後に任意の動物病院にて施術をできるようにしました。 ●費用は、改正前と変わらず、譲渡対象者負担となります。 ●引き渡し後にマイクロチップの装着をした場合は1ヵ月以内に協議会へ証明書の提出が必要です。
6	不妊及び去勢手術の実施主体の希望制の導入 (P3第6条(7)、4第8条4)	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで譲渡個体への不妊又は去勢手術は協議会が実施していましたが、円滑に譲渡を進めるため、譲渡対象者の希望があった場合、引き渡し後に任意の動物病院にて手術ができるようになりました。 ●費用については以下のとおりです。 ・引き渡し前に、協議会で不妊又は去勢手術を行なった場合は、費用は協議会負担。 ・引き渡し後に、手術を希望された場合は、費用は譲渡対象者負担。 ●引き渡し後に不妊又は去勢手術を行なった場合は1ヵ月以内に協議会へ証明書の提出が必要です。
7	個体の引き渡しに係る日程の規定の明確化 (P3第7条(2))	<ul style="list-style-type: none"> ●「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」の円滑な実施のため、速やかな引き渡しを明記しました。
8	譲渡報告書の削減 (P4第8条2・3)	<ul style="list-style-type: none"> ●譲渡対象者の負担を軽減するため、譲渡後の報告書を1ヵ月後の1回のみ削減しました。
9	譲渡完了報告書の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ●譲渡団体については新しい飼い主へ譲渡を行った度に書類を提出する負担を軽減し、年1回の更新時に再譲渡状況を報告することに変更しました。
10	納税証明書及び所得証明書の提出の撤廃 (P8)	<ul style="list-style-type: none"> ●申請手続き簡素化の観点から納税証明書及び所得証明書の提出の撤廃しました。 ●譲渡団体に関しては、多くの頭数を引き取ることが想定されるため、財務諸表又は収支決算書、経営状態の分かる書類を確認した上で認定します。